明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（**法務**四三、四四）　一
〔告　示〕
○適格消費者団体を公示する件（**消費者庁**一〇）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分～平成二十二年分）を公表する件（**総務**四四三）　九
○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**法務**六三八）　三
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A、B及びCの改正に関する件（**外務**五二三）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**四一〇、四一一）　一〇
○重要文化財を国宝に指定する件（**文部科学**一六九）　三
○文化財を重要文化財に指定する件（**同**一七〇）　三
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（**同**一七一）　三
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件（**同**一七二）　四
○重要伝統的建造物群保存地区に区域を追加し、選定する件（**同**一七三）　一六
○重要伝統的建造物群保存地区の名称について改める件（**同**一七四）　一八
○農薬を登録した件（**農林水産**二二八二～二二九一）　一九
○農薬を再登録した件（**同**二二九二）　二四
○農薬の登録が失効した件（**同**二二九三）　二四
〔資　料〕
二〇一〇（平成二十二）年七～九月期四半期別GDP速報（二次速報値）平成二十一年度国民経済計算確報（支出系列等）（内閣府）　二五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式部材等製造者の認証関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三三
会社その他　三三
会社決算公告　三七

省令

○法務省令第四十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日

法務大臣　仙谷　由人

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表さいたま地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄を次のように改める。

埼玉県の内 さいたま市 蓮田市	

別表さいたま地方法務局の部同地方法務局の款川口出張所の項の次に次のように加える。

鴻巣	埼玉県 鴻巣市	埼玉県の内 鴻巣市 北本市
上尾	埼玉県 上尾市	埼玉県の内 上尾市 桶川市 北足立郡

別表さいたま地方法務局の部大宮支局の款及び同部越谷支局の款岩槻出張所の項を削る。

別表福岡法務局の部久留米支局の款同支局の項中「小郡市」を「小郡市　うきは市」に改め、同部吉井支局の款を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「小田原支局」を「横須賀支局、小田原支局」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　さいたま地方法務局管内埼玉県蓮田市に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、さいたま地方法務局久喜支局で取り扱わせる。

第四条第一項中「船橋支局」の下に「、松戸支局」を加える。

第十五条中「御坊支局」を「橋本支局、御坊支局」に改める。

第十七条第二項中「春日井支局」を「半田支局、春日井支局、津島支局」に改める。

第十八条第一項中「伊勢支局」を「四日市支局、伊勢支局」に改める。

第十九条第一項中「大垣支局」の下に「、高山支局」を「美濃加茂支局」の下に「、八幡支局」を加える。